

平成24年8月23日

（ 外 務 省  
財 務 省  
経 済 産 業 省 ）

## イラク前政権の機関、高官又はその関係者等に対する 資産凍結等の措置の対象者の削除

我が国はこれまで、国際連合安全保障理事会決議第1483号を受け、同理事会制裁委員会（以下「制裁委員会」という。）により指定されたイラク前政権の機関、高官又はその関係者等計297団体・個人に対して、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）に基づく資産凍結等の措置を講じてきました。今般、制裁委員会が資産凍結等の対象者リストから3個人を削除したことに伴い、これらに対する資産凍結等の措置を解除します。

### 1. 措置の内容

外務省告示（8月24日公布）により、資産凍結等の措置の対象から削除されるイラク前政権の高官又はその関係者等に対する外為法に基づく支払規制及び資本取引規制を8月24日から解除します。

### 2. 対象者

別添参照

（注）今回の措置により、当該措置の対象となるイラク前政権の機関、高官又はその関係者等は合計294団体・個人となります。

（本発表資料のお問い合わせ先）

外務省中東アフリカ局中東第二課

電 話：03-5501-8000（内線 3526）

財務省国際局調査課外国為替室

電 話：03-3581-4111（内線 5753）

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課長 吉田 泰彦

担当者：矢野、神戸

電 話：03-3501-1511（内線 3241）

○ 削除されるイラク前政権の高官又はその関係者等

(冒頭の番号は、「国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるイラク前政権の機関、高官、又はその関係者を指定する件」(平成22年7月外務省告示等342号)の別表 I において、これら個人に付された番号)

72. ヒクマト・ジャルジェス・バフナーム

Hikmat Jarjes Bahnam

(別名)ヒクマト・ガルギース Hikmat Gargees

(旅券)No. 035667(イラク)

(住所)バグダッド

(決議1483上の根拠)政府職員[団体リストの197番も参照]

73. ターリク・ナーセル・S・アル・オバイディー

Tarik Nasser S. Al Obaidi

(別名)ターリク・アル・ウバイディー Tarik al`Ubaydi

ターリク・アル・ウバイディー Tariq al`Ubaydi

(生年月日及び出生地)1945年、バグダッド、イラク

(旅券)No. 212331(イラク)

(住所)バグダッド、イラク

(決議1483上の根拠)団体リスト197番を参照

82. ナビール・ビクトール・カラム

Nabil Victor Karam

(生年月日)1954年

(国籍)レバノン

(住所)ヨルダン、アンマン アバル・アル・フセイン アル・ラーズィー・メディカル・コンプレックス、  
C/o Trading and Transport Services

ヨルダン、アンマン11191、私書箱910606号、C/o Alfa Company Limited for

International Trading and Marketing

(決議1483上の根拠)ナビール・カラムは、ウダイ・サッダー・フセインのタバコ密輸と不正な金儲けの活動において主要な役割を果たした。さらに、ウダイ・サッダー・フセインの非合法事業の数多くを管理していた2つの会社である貿易・運輸サービス有限会社(Trading and Transport Services, Ltd)とアルファ国際貿易マーケティング会社(Alpha Company Ltd for International Trading and Marketing)の理事として仕えた。